

霞ヶ丘町中地内
市有地利活用事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)



令和7年12月

尾張旭市総務部財政課

目 次

| | | |
|--------|---------------------------------|---------|
| 1 | 趣旨 | P 1 |
| 2 | 貸付物件 | P 1 |
| 3 | 貸付期間 | P 2 |
| 4 | 貸付価格（月額） | P 2 |
| 5 | 保証金 | P 2 |
| 6 | 応募条件等 | P 2～3 |
| 7 | 応募者の要件 | P 4 |
| 8 | スケジュール概要 | P 5 |
| 9 | 質疑及び回答 | P 5 |
| 10 | 応募登録 | P 6～7 |
| 11 | 事業提案書等の提出 | P 8 |
| 12 | 辞退 | P 8 |
| 13 | 事業提案書等の審査 | P 9～10 |
| 14 | 事業者の選定及び公表 | P 10 |
| 15 | 契約の締結 | P 10 |
| 16 | その他 | P 10 |
| ◇ 附属資料 | | |
| | ・（附属資料1）物件資料 | P 12～15 |
| | ・（附属資料2）事業用定期借地権設定のための 覚書（案） | P 16～26 |
| ◇ | 様式 | P 28～53 |
| ◇ | 尾張旭市役所案内図 | |

はじめに

- 応募される方は、この募集要項の各項を全て熟読し承知した上で、応募してください。
- 貸付物件は、現状有姿の引渡しです。当該物件に存在する工作物等はそのままの引渡しとなります。
- 応募される方は、必ず現地を確認し、開発関連の諸規制にも留意してください。
- 本件に使用される印鑑は、印鑑登録されている印鑑（実印）とします。

1 趣旨

尾張旭市（以下「本市」という。）では、霞ヶ丘地区に不足している食料品、日用品等の日常の購買需要を賄う小売店舗等（以下「商業施設」という。）を出店し、高齢者等の住民の買い物環境の改善及び災害時の一時避難場所として、未利用地の有効活用を実現する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 貸付物件

(1) 所在地及び面積

| 所在地 | 面積 |
|-------------------|-----------|
| 尾張旭市霞ヶ丘町中132-1 | 5.30㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中133-1の一部 | 605㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中137-2の一部 | 207㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中138-1 | 986.00㎡ |
| 合計 | 1,803.30㎡ |

※ 貸付物件の図面等は、附属資料1「物件資料」（P12～P15）のとおりです。

※ 面積は、机上分筆により登記地積から道路用地分の面積を差し引いた参考面積です。

※ 事業者の決定後、境界確定測量及び道路用地との分筆により貸付面積が確定しますが、貸付価格は、事業提案書による提示価格から変更しません。

(2) 物件概要

| | | | | |
|------|---|---------------------------------|-----|------|
| 法規制等 | 用途地域 | 第一種住居地域 | | |
| | 建ぺい率 | 60% | 容積率 | 200% |
| | その他 | 23m高度地区 盛土規制法における宅地造成等工事規制区域 | | |
| 道路 | 西側 幅員20m舗装市道（霞ヶ丘線） | | | |
| 上水道 | 尾張旭市上水道（前面道路に配管あり。敷地内に引き込み管なし。） | | | |
| 下水道 | 公共下水道供用開始区域外（公共下水道認可区域内） ※ 供用開始次第速やかに下水道への切替えを行ってください。 | | | |
| 都市ガス | 前面道路に配管なし ※ 詳細は、東邦ガス(株)瀬戸営業所へお問合せください。 | | | |
| 電力 | 前面道路に配線なし ※ 詳細は、中部電力パワーグリッド(株)旭名東支社へお問合せください。 | | | |

※ 物件の概要を把握するための参考事項です。記載事項と現況が異なる場合は、現況を優先します。現地及び諸規制等については、必ず各自で調査・確認を行ってください。

3 貸付期間

- (1) 25年以上30年未満の範囲で、希望する期間を提案してください。なお、協議により提案された期間に変更が生じる場合があります。
- (2) 契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に基づく事業用定期借地権設定契約（以下「定借契約」という。）とし、設定に係る費用等は事業者が負担してください。

4 貸付価格（月額）

- (1) 最低貸付価格は、月額538,000円とします。
※ 最低貸付価格未満での価格を提示した場合は、失格とします。
- (2) 貸付価格は、定借契約期間中は同額とします。ただし、貸付価格が本件土地の価格の上昇又は低下、その他の経済事情の大幅な変動等により著しく不相当となったときは、貸付価格変更の協議ができるものとします。
- (3) 貸付料の発生は、貸付期間の初日からとし、商業施設整備工事期間中も貸付料が発生するものとします。

5 保証金

- (1) 保証金は、貸付価格の12か月分に相当する額とし、定借契約締結から30日以内に納付していただきます。
- (2) 保証金は、契約期間満了後、未払債務の額を差し引いた額を、利息を付さずに事業者へ返還します。

6 応募条件等

- (1) 施設の業種及び開業の時期
地域住民の買い物環境改善に資する商業施設とします。提案した施設を、引渡しの日から1年以内に開業してください。ただし、やむを得ない事情により期限の延長が必要となり、あらかじめ理由を付した書面にて本市の承諾を得る場合は、この限りではありません。
- (2) 土地の境界確定測量、分筆登記及び永久境界標の設置の実施
事業者の決定後、覚書及び定借契約締結前に事業者の負担で貸付物件の境界確定測量を行うとともに、道路境界での分筆登記及び永久境界標の設置を行うものとします。
なお、事業者の都合により、手続きの途中で貸付物件の借受を中止した場合であっても、本市は一切の費用を負担しません。
- (3) 店舗用駐車場の一時避難場所使用
本市内において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、店舗用駐車場を一時避難場所として使用するものとします。
なお、事業者と協議の上、本市の負担により、店舗用駐車場内に案内標識等を設置します。
- (4) その他事項
ア 貸付物件は、定借契約の貸付期間の開始をもって引渡しとします。
イ 事業者は、契約期間満了後の原状回復義務を負います。

- ウ 貸付物件は、現状有姿での引渡しとなります。立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸・地下埋設物など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、ゴミ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切本市では行いません。
- エ 貸付物件に店舗や店舗用駐車場等として使用しない場所が含まれていた場合も、事業者の負担によりそれらを一括して管理していただきます。
- オ 現地見学会等は開催しません。貸付物件への立入りを許可しますので、必ず各自で調査・確認を行ってください。
- カ 貸付物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、応募者の計画に見合った利用の可否について、あらかじめ各自で関係機関に照会するなどして十分に確認してください。
- キ 上下水道、電気、都市ガスなどの供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、本市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- ク 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、全て事業者において行っていただきます。
- ケ 貸付物件について、土壌調査、地盤調査、埋設物調査等を行っておりません。希望する場合は、本市の承諾を得た上で事業者の負担により調査を行うことができるものとします。なお、対策にかかる一切の費用は事業者の負担とします。
- コ 貸付物件に埋設物がある場合は、本市に報告の上、事業者において処分してください。
- サ 現地調査の際には、地域住民の迷惑にならないよう、配慮をお願いします。
- シ 施設の整備等に当たり、尾張旭市宅地開発等指導要綱をはじめ、関係法令等を遵守してください。
- ス 施設の整備等に当たり、貸付物件への重機、資材、廃棄物などの搬入・搬出等を行う際は、事業者の責任において、事前に、周辺住民等との協議・調整・周知を徹底するとともに、関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿線地域に対する騒音、振動、砂埃等による影響を及ぼすことのないよう、十分配慮してください。
- また、貸付物件の周辺住民や周辺施設利用者の安全の確保及びプライバシーの確保に十分配慮してください。
- セ 乗り入れ工事等、既設道路を工事する場合は、道路工事施行承認の申請手続きを行い、その承認の後に施工してください。
- ソ 事業者は、事業の実施に当たり、貸付物件周辺の地域住民等の住環境に悪影響を及ぼす行為の防止とともに、地域住民等と良好な関係を築くものとします。
- タ 事業者は、本市の推進する事業等の実施に協力を求められた場合、協議に応じるものとします。

7 応募者の要件

- (1) 応募ができるのは、直近3年間において、愛知県内で自らが商業施設運営管理の実績を有している単独の法人、個人事業主又は複数の者で構成される共同事業者です。共同事業者の場合、全ての者が直近3年間において、愛知県内で自らが商業施設運営管理の実績を有していることとし、かつ共同事業者の中から代表を選定し、代表者が窓口になることとします。なお、共同事業者は、他に単独での応募や、他の共同事業者の構成員になることはできません。また、事業提案書等の提出後、共同事業者の構成員の変更及び追加は原則として認めません。
- (2) 次のいずれかに該当する方は、応募できません。
 - ア 国税、愛知県税及び尾張旭市税を滞納している者
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く。）
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）
 - オ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - キ 尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付け尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等及び愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第3号に該当する者。なお、応募者全員（法人の役員等全員を含む。）について、愛知県守山警察署へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
- (3) 次に該当する者は応募者の地位を喪失します。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした者
 - イ 競争を制限する目的で他の応募者と市有地の貸付価格について相談等を行った者
 - ウ 他の応募者の申込みを妨害するなど、公正な競争を阻害する行為があった者
 - エ 提出した書類等に、虚偽の記載があった者
 - オ 応募者が本市との信頼関係を破壊したと認められる行為があったと、本市が判断した者
- (4) その他の留意事項
 - ア 応募登録用紙の提出をもって、本募集要項及び必要に応じて本市が提示する各種関係書類等の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。
 - ウ 使用言語は、日本語とします。
 - エ 長さ、面積等の数量単位は、原則としてメートル法を用います。

8 スケジュール概要

本募集要項の配布から定借契約締結までのスケジュール概要は、次のとおり予定しています。

| 日 程 | 項 目 |
|-----------------------------|-----------------------|
| 令和7年12月1日(月) ～12月11日(木) | 募集要項の配布 |
| 令和7年12月5日(金) ～12月11日(木) | 質疑書の受付 |
| 令和7年12月17日(水)まで | 質疑への回答 |
| 令和7年12月18日(木) ～12月24日(水) | 応募登録 |
| 令和8年1月5日(月) ～1月16日(金) | 事業提案書等の提出受付 |
| 令和8年1月23日(金) | プレゼンテーションの実施 |
| 令和8年2月中旬 | 事業者の決定及び決定の通知 |
| 令和8年2月～5月頃 | 境界確定測量、永久境界標の設置及び分筆登記 |
| 令和8年6月頃 | 覚書及び定借契約の締結 |

9 質疑及び回答

(1) 質疑の方法

本募集要項に関する質疑は、令和7年12月5日（金）から令和7年12月11日（木）午後5時の受信まで受け付けます。質疑書（様式10）を用いて電子メールにより提出してください。それ以外での質疑は受け付けません。

◎質疑提出先メールアドレス：zaisei@city.owariasahi.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

本市が、全ての質疑について質疑者名を無記載として取りまとめ、令和7年12月17日（水）までに、市ホームページにて回答を公表します。ただし、質疑内容により、本事業提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがあります。また、質疑に対する回答は、本募集要項等の補足、追加等とみなします。

(3) 留意事項

ア 質疑を行う場合は、電子メール送信前にウイルスチェックを必ず実施してください。

イ 上記以外の期間・方法での質疑には、回答しません。

10 応募登録

(1) 登録期間

令和7年12月18日（木）から12月24日（水）まで（必着）
 なお、持参の場合は、土・日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒488-8666
 尾張旭市東大道町原田2600番地1
 尾張旭市役所総務部財政課管財係（北庁舎2階）

(3) 提出書類

次の書類を提出してください。

| 書類 番号 | 提出書類 | 作成様式等 | 部数 |
|----------|--|---|------|
| 1 | 応募登録用紙 | 様式1 | 原本1部 |
| 2 | 応募者概要調書 | 様式2 | 原本1部 |
| 3 | 役員名簿 ※ 法人の場合 | 様式3 | 原本1部 |
| 4 | 履歴事項全部証明書 ※ 法人の場合 | 発行後3か月以内のもの | 原本1部 |
| 5 | 住民票（世帯全員）の 写し ※ 個人事業主の場合 | 発行後3か月以内のもの | 原本1部 |
| 6 | 印鑑（登録）証明書 | 発行後3か月以内のもの | 原本1部 |
| 7 | 未納税額がないことの 証明書 ※ 法人の場合 | 直近3か年の納税証明書 ＜国税＞ 法人税、消費税及び地方消費税（その3 の3） ＜愛知県税＞ 法人県民税、法人事業税、特別法人事業 税、地方法人特別税、自動車税種別割 | 原本1部 |
| 8 | 未納税額がないことの 証明書 ※ 個人事業主の場合 | 直近3か年の納税証明書 ＜国税＞ 申告所得税及び復興特別所得税、消費税 及び地方消費税（その3の2） ＜愛知県税＞ 個人事業税、自動車税種別割 | 原本1部 |
| 9 | 愛知県税の納付義務が ないことの申出書 ※ 愛知県税に納付義 務がない場合 | 様式4 | 原本1部 |

| | | | |
|----|-------------------------------|-----|------|
| 10 | 市税の納付状況等調査 同意書 | 様式5 | 原本1部 |
| 11 | 委任状 ※ 共同事業者の場合 | 様式6 | 原本1部 |
| 12 | 共同事業者構成員一覧 表 ※ 共同事業者の場合 | 様式7 | 原本1部 |

※ 共同事業者の場合は、書類番号2～10を構成員ごとに作成してください。

(4) 注意事項

- ア 直接、尾張旭市役所総務部財政課管財係へ持参するか、一般書留又は簡易書留により郵送してください。
- イ 電話・FAX・電子メール等での応募登録はできません。
- ウ 期限までに到達しない応募や、書類に不備がある場合は無効となりますので、事前に記載内容をよく確認してから提出してください。
- エ 提出された書類は、一切お返しできませんので御了承ください。
- オ 応募登録者数等の照会はお受けできません。
- カ 提出書類に基づき、応募者の要件の確認を行い、提出者に応募資格がないと認められた場合は、その旨を通知します。

11 事業提案書等の提出

応募者は、本募集要項に基づき、事業提案を行ってください。

なお、応募登録のない方は事業提案書等の提出をすることができません。

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）から1月16日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(2) 提出先

尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市役所総務部財政課管財係（北庁舎2階）

(3) 提出書類

次の書類を提出してください。

| 書類番号 | 提出書類 | 作成様式等 | 部数 |
|------|-----------------|---|---------------|
| 1 | 事業提案書 | 様式8 ※ 作成ページ数は、図面等を含めてA4規格で16ページ以内（両面印刷で8枚以内）とし、各ページにはページ番号を記載すること。 ※ 提案者を特定できる事項（社名等）は、記載しないこと。 | 原本1部 写し10部 |
| 2 | 財務諸表 | 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書 | 原本1部 写し10部 |
| 3 | 商業施設運営管理実績を示す書類 | 任意様式 ※ 直近3年間において、自らが愛知県内で行った商業施設運営管理の実績を示す書類 | 原本1部 写し10部 |
| 4 | 価格提示書 | 様式9 | 原本1部 |

※ 共同事業者の場合は、書類番号2及び3を構成員ごとに作成してください。

(4) 注意事項

ア 直接、尾張旭市役所総務部財政課管財係へ持参してください。

イ 電話・郵送・FAX・電子メール等での提出はできません。

ウ 提出された書類は一切お返しできませんので御了承ください。

エ 事業提案者数等の照会は、お受けできません。

12 辞退

応募登録用紙提出後、やむを得ず応募を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式11）を尾張旭市役所総務部財政課管財係へ直接持参してください。なお、本市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いも行いません。

13 事業提案書等の審査

本市の審査員による事業提案書等の書類及びプレゼンテーション審査により審査します。合計得点が同点の場合は、より高い評価を受けた項目の多い者を上位者とし、当該項目が同数の場合には、審査員間における合意の上、総合順位を決定するものとします。

(1) プレゼンテーションの実施

事業提案者によるプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日時

令和8年1月23日（金）午前10時から

※ 提案者の数によって個々の開始時間に変更になるため、詳細は後日通知します。

イ 場所

尾張旭市役所内会議室

※ 詳細については後日通知します。

ウ 内容

制限時間20分程度で、提出された事業提案書等の内容に関するプレゼンテーションを実施します。その後、15分程度の質疑応答時間を設けます。

(2) 審査基準

提案内容について、次の「審査基準」に即して、項目ごとに点数化します。

| 審査基準 | | | |
|--------|-----------------------------|--|---|
| 項目 | 審査のポイント | 配点 | |
| 内容審査 | 1. 事業計画等の妥当性 | 30 | |
| | 事業計画 | ・地域住民の買い物環境改善 ・地元雇用の創出 ・借受期間 | / |
| | 施設計画 | ・施設や駐車場の配置、平面計画などの妥当性 ・防災機能、災害時に対する取組 | |
| | 周辺地域への配慮 | ・周辺に配慮した景観及びデザイン ・施設の立地に伴う影響（日陰、騒音、振動、臭気等）への対応 ・貸付物件の維持管理 | |
| | 2. 事業主体の適格性 | 20 | |
| 企業の信頼性 | ・財務諸表及び納税証明等から企業体力及び信用力が高いか | / | |
| 事業実績等 | ・事業実績等から貸付先としてふさわしい事業者か | | |
| 価格審査 | 3. 貸付価格 | 50 | |
| | 提示価格 | 最も高い価格を提示した事業提案者を50点とし、他の事業提案者は以下の式により算定 (提示価格÷最高提示価格)×配点(50点) ※ 小数点以下切捨て ※ 事業提案者が1者の場合は50点 | / |

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、失格とします。

- ア 本募集要項に定める応募者の要件を満たしていない場合
- イ 本募集要項に定める期間内に、事業提案書等の定められた書類を提出しない場合
- ウ 事業提案書等の内容が、本募集要項の示す要件を満たしていない場合
- エ 提示価格（月額）が最低貸付価格（月額）未満の場合
- オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 応募者が本市との信頼関係を破壊したと認められる行為があったと、本市が判断した場合

14 事業者の選定及び公表

- (1) 提案内容を総合的に審査し、最高得点の提案者を事業者に決定し、次に高い得点の者を次点に決定します。
- (2) 審査の結果、事業者を定めない場合があります。
- (3) 事業者は、本市ホームページにて公表します。
- (4) 審査結果は応募者全員に文書にて通知しますが、審査結果に対する問合せ及び異議については応じられません。

15 契約の締結

事業者は、本市と優先して交渉する権利を取得するものとします。

事業者による境界確定測量、永久境界標の設置及び分筆登記が完了次第、本市と事業者は、協議の上、「事業用定期借地権設定のための覚書（案）」に基づき覚書及び定借契約を締結するものとします。

なお、定借契約書は公正証書により作成し、本件契約締結に関して必要となる費用は、事業者の負担となります。

16 その他

- (1) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、尾張旭市契約規則、尾張旭市財産管理規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (2) 次の場合には、事業者としての決定を取り消し、本市は、次点の者と協議を行うことができるものとします。
 - ア 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者について資金事情の変化等により商業施設等の整備・運営の履行が確実でないと本市が判断した場合
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと本市が判断した場合
 - ウ 事業者が本件契約を締結しない場合
- (3) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となります。

附 属 資 料

◇附属資料 1

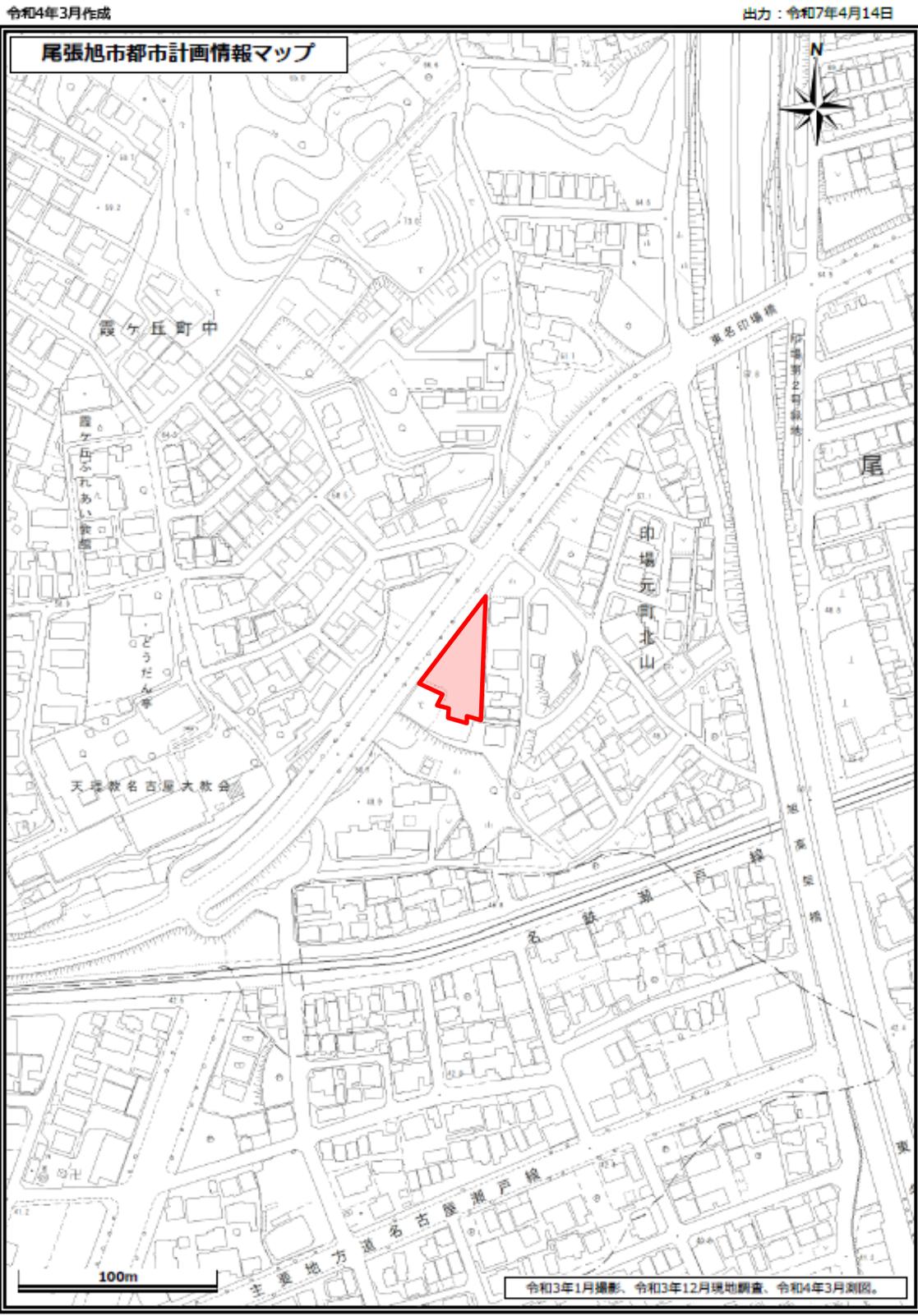
物件資料 P 1 2 ~ 1 5

◇附属資料 2

事業用定期借地権設定のための

覚書（案） P 1 6 ~ 2 6

位置図

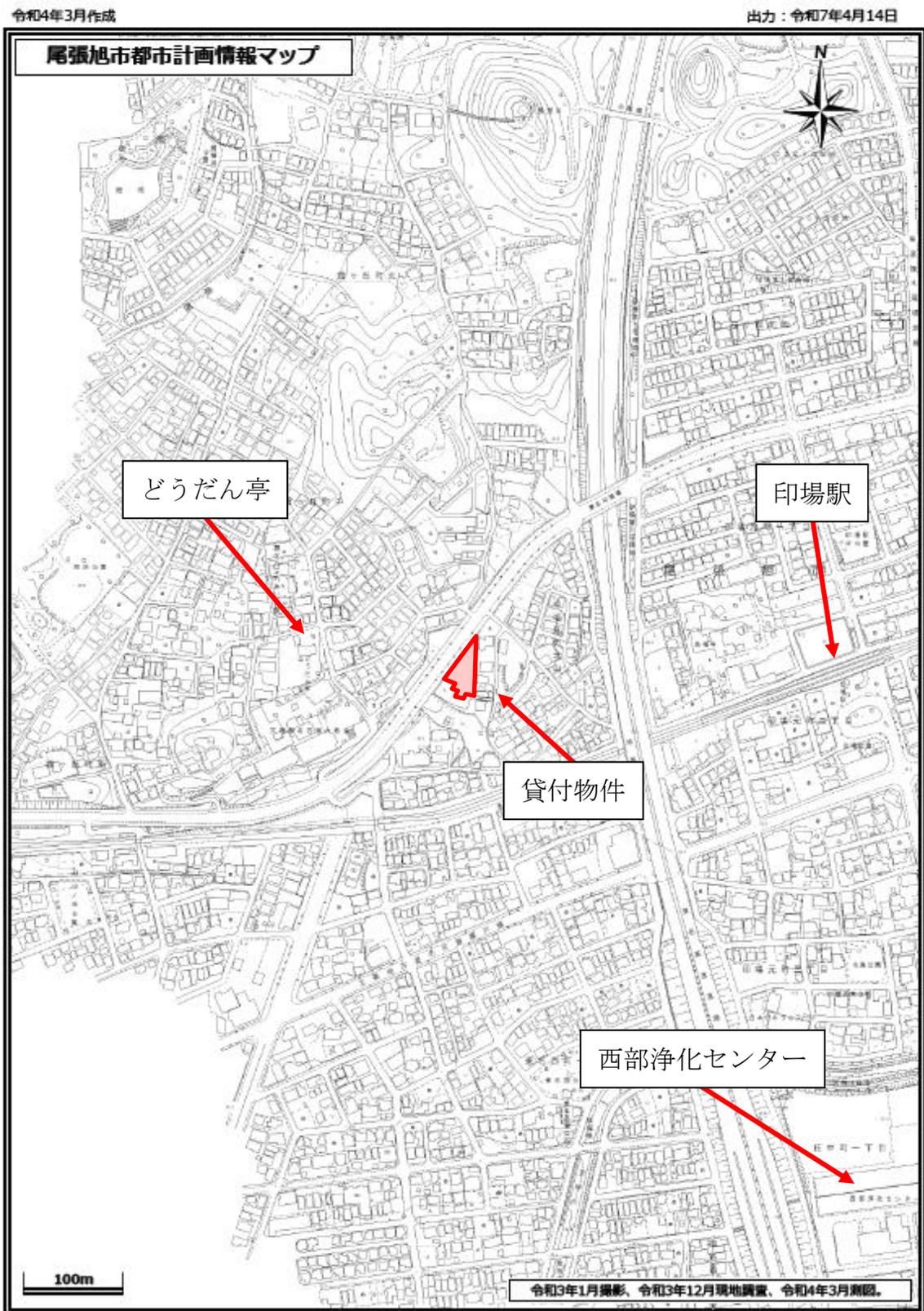


1/2,500

尾張旭市都市計画課

参考図としてご利用ください

位置図(広域図)

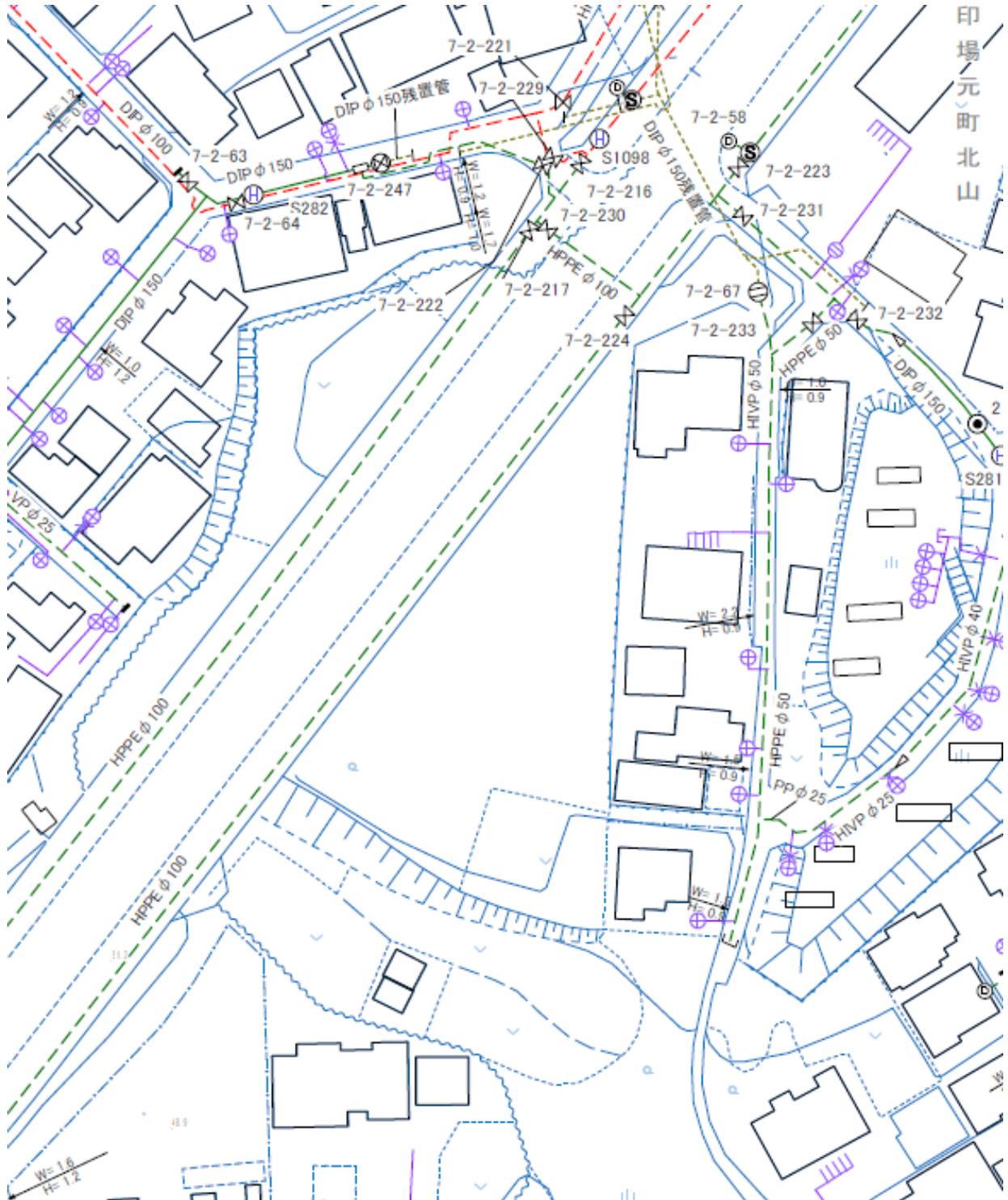


1/5,000

尾張旭市都市計画課

参考図としてご利用ください

上水管等配置図



事業用定期借地権設定のための覚書（案）

貸付人 尾張旭市（以下「甲」という。）と借受人 ●●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する事業用借地権（以下「本件借地権」という。）の設定契約（以下「本契約」という。）を締結するため、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（法の不適用）

第1条 本件借地権については、法第23条第2項の規定により、法第3条から第8条まで、法第13条及び法第18条の適用がなく、民法（明治29年法律第89号）第619条の適用もない。

したがって、本件借地権については、契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。）及び建物の再築による存続期間の延長がなく、また、乙は建物の買取りを請求することはできない。

2 乙が貸付期間の満了後、引き続き貸付物件の貸付けを受けようとする賃借を希望する場合には、甲及び乙は再契約の協議を行うものとする。

（貸付物件）

契約は、境界確定後の実測値で行います。

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

| 所在地 | 区分 | 数量 |
|-------------------|----|-----------|
| 尾張旭市霞ヶ丘町中132-1 | 土地 | 5.30㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中133-1の一部 | 土地 | 605㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中137-2の一部 | 土地 | 207㎡ |
| 尾張旭市霞ヶ丘町中138-1 | 土地 | 986.00㎡ |
| 合計 | | 1,803.30㎡ |

（使用目的）

第3条 甲は、霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、乙が提出した事業提案書（以下「事業提案書」という。）により提示された建物（以下「本件建物」という。）の所有を目的として、貸付物件を乙に貸し付け、乙は同目的でこれを借り受ける。

（建物の種類等）

第4条 乙は、本件建物と異なる建物又は建物以外の構造物を建築してはならない。ただ

し、法令上の制約その他の事情により本件建物と異なる建物又は建物以外の構造物を建築しようとする場合には、乙は、あらかじめ甲に図面を添えて報告の上、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、甲の承諾を得た建物又は建物以外の構造物をもって本件建物とする。建築された建物又は建物以外の構造物を改築又は再築する場合も同様とする。

(貸付期間)

第5条 本件借地権の存続期間（以下「貸付期間」という。）は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの●●年間とする。

(土地の引渡し)

第6条 貸付物件は、現況での引渡しとし、甲及び乙は、両者立会いの上、貸付物件の現況を確認し、甲は、貸付物件を乙に引き渡し、乙はその引渡しを受けるものとする。

(貸付料及び納付の方法)

第7条 貸付料は、月額金●●●●●●円とする。なお、日額を算定する場合は、月額を30で除して得た額とする。貸付料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、貸付料の発生は貸付期間の初日からとし、工事期間中も貸付料が発生するものとする。

2 第5条に定める貸付期間中において、経済情勢の著しい変動等により前項に定める貸付料が著しく不相当となった場合は、甲乙協議の上、貸付料の増減を決定するものとする。

3 乙は、甲が発行する納入通知書により、毎年4月30日までにその年の4月から翌3月までの貸付料を甲に納付する。ただし、初回の貸付料は貸付期間の開始日の前日までに納付する。なお、納入期限が休日（尾張旭市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、納入期限直後の休日でない日を納入期限とする。

4 甲は、本契約が終了したときは、第21条第1項の規定により貸付物件が返還された日又は第21条第6項の規定により売買契約を締結し、乙に所有権を移転した日の翌月分から未経過貸付料を返還しなければならない。ただし、第19条第1項又は第2項の規定により、本契約を解除した場合はこの限りではない。

(保証金)

第8条 乙は、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、本契約の締結の日から30日以内に、甲が発行する納入通知書により、第7条に規定する貸付料の12か月分

に相当する額（金●●●●●●円）を保証金として甲に預託しなければならない。

- 2 乙に貸付料その他本契約に関して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は、保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合において、甲は、弁済充当日、弁済充当額及び充当内容を乙に書面で通知するものとする。
- 3 乙は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に保証金の不足額を追加して甲に預託しなければならない。
- 4 第5条に規定する貸付期間の満了、第19条第1項又は第2項に規定する契約の解除その他の事由によりこの契約が終了した場合において、乙が貸付物件を第21条第1項の規定により甲に返還し、かつ、第24条第3項に規定する本件建物滅失登記及び同条第4項に規定する事業用定期借地権設定登記の抹消がなされたときは、甲は、本契約書に基づいて生じた乙の債務で未払のものがあるときは、保証金の額から当該未払債務の額を差し引いた額を遅滞なく乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員には利息を付さない。
- 5 前項の場合において、未払債務額を差し引いて保証金を返還するときは、甲は、保証金から差し引く金額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 6 乙は、貸付物件を第21条第1項の規定により甲に返還するまでの間、保証金の返還請求権をもって甲に対する貸付料その他の債務と相殺することができない。

（遅延損害金）

第9条 乙は、貸付料を納入期限までに納付しないときは、未払いの額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）に、その納付期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項の遅延損害金に100円未満の端数があるとき、又は遅延損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその遅延損害金は切り捨てる。

（容認事項及び契約不適合）

第10条 乙は、貸付物件が地盤調査、埋設物調査等を行っていない土地であることをあらかじめ承諾し、契約後に発覚した埋設物等（土壌汚染を含む。）を撤去する場合は、その費用等は乙の負担とする。

- 2 乙は、引き渡された貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を証明した場合であっても、契約不適合を理由として履行の追完請求、貸付料の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることがで

きない。

(指定期日)

第11条 乙は、令和●年●月●日から起算して1年を経過する日までに本覚書に添付した事業提案書に基づいた本件建物を建設し、開業しなければならない。

2 乙は、やむを得ず前項に規定する期日までに本件建物を建設し、開業することができない場合には、あらかじめ書面によりその理由及び新たな期限を明らかにして、甲の書面による承諾を得なければならない。

3 甲は、前項に規定する期限の延長の承諾をする場合は、1年を超えない範囲で行うものとする。ただし、期限の延長の承諾をした場合においても、貸付期間は延長されず、第5条に規定する貸付期間の満了により当然に終了するものとする。

(建物の賃貸)

第12条 乙は、本件建物を第三者(以下「建物賃借人」という。)に賃貸する場合は、次の各号を遵守の上、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 乙と建物賃借人との賃貸借契約(以下「建物賃貸借契約」という。)においては、本件借地権上の建物賃貸借契約であり、法第39条に定める取壊し予定の建物の賃貸借であるため、第5条に規定する貸付期間の満了により、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を書面によって定めること。

(2) 建物賃貸借契約が締結されたときは、乙は、その契約書の写しを遅滞なく甲に提出すること。

(3) 甲は、建物賃借人に対して、貸付期間が満了する1年前までに、貸付期間満了時期を自ら通知できるものとし、乙はこれに異議を申し立てないこと。

(借地権の譲渡の禁止)

第13条 乙は、本件借地権を第三者に譲渡し、又は担保その他権利の用に供してはならず、また貸付物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による甲の承諾を得て、本件借地権を第三者に譲渡又は貸付物件を転貸する場合には、本契約における乙の地位及び本契約において乙が甲に対して負う全ての義務を当該第三者に承継させなければならない。

3 甲は、第1項ただし書の規定による承諾をするに当たっては、前項の規定による条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(土地の譲渡)

第14条 甲は、本契約期間中に貸付物件を第三者に譲渡する等、賃貸人の地位を他に転じようとする時は、あらかじめその旨を乙に書面により通知するものとし、乙の本件借地権に支障を来さないよう本契約に伴う甲の権利義務の全てを承継させなければならず、甲、乙及び当該第三者においてその契約を締結するものとする。

(承諾を要する事項)

第15条 乙は、本契約に規定する場合のほか、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本件建物を第三者へ譲渡するとき。
- (2) 貸付物件を担保その他権利の用に供するとき。
- (3) 貸付物件の区画形質を変更するとき。
- (4) 事業提案書の重要な変更をするとき。

2 甲は、前項の規定に基づき承諾をするに当たっては、必要と認める条件を付すことができる。

(通知義務)

第16条 乙は、本貸付物件の貸付期間中において、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合には、甲に対し直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 本件建物が完成したとき。
- (2) 本件建物を開(操)業したとき。
- (3) 商号、代表者又は本店(本社)を変更したとき。
- (4) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部を譲渡若しくは休廃止したとき。
- (5) 強制執行、仮差押、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- (6) 破産手続、特別清算、会社更生手続又は民事再生手続の開始の申立てをしたとき。
- (7) 天災その他の事由により、貸付物件に異常が生じたとき。

(維持管理及び土地の適正な使用)

第17条 乙は、自己の負担をもって、貸付期間中、貸付物件の使用に当たり、貸付物件の保守及び防災について十分配慮するものとし、隣接地及び周辺に損害、迷惑等を及ぼすことのないよう、善良な管理者の注意をもって貸付物件を使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

3 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるよう

な行為を行ってはならない。

4 乙は、貸付物件又は本件建物が天災その他の事由によって損壊し、当該損壊により第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(実地調査等)

第18条 乙について次のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲は、乙に対し、貸付物件及び本件建物を実地に調査し、又は参考となるべき資料の提出その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(1) 第4条、第12条、第13条又は第34条の規定に違反したと認められるとき。

(2) 第7条第3項に規定する貸付料の納付を遅延したとき。

(3) 第15条第1項の規定により甲に承諾を求めたとき。

(4) その他乙の貸付物件及び本件建物の使用状況に照らし、甲が調査を必要と認めるとき。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、契約の締結又は履行について不正な行為があったとき及び本覚書に添付した募集要項に記載する事項に違反する行為があったときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、乙が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) 貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき。
- 3 甲は、貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定により、本契約を解除することができる。この場合において、第21条の規定に基づく原状回復をなすべき期限及び方法は、甲乙が協議して定める。
- 4 甲は、前3項の規定による本契約の解除日を乙に書面で通知する。
- 5 乙は、貸付期間中、合理的でやむを得ない理由がある場合において、甲が認めるときは、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、乙の解除申入れ後1年を経過したことにより終了する。
- 6 乙は、前項の解除申入れと同時に、第7条に規定する貸付料の12か月分に相当する額を甲に支払うことにより、本契約を直ちに終了させることができる。

（不可抗力時の解除）

第20条 天災その他甲乙いずれの責めにも帰すべからざる不可抗力により、貸付物件又は本件建物が滅失又は著しく損傷したことによって、本件建物の用途に供することができなくなったとき又は本件建物の用途を実施することが著しく困難となったときは、甲及び乙は、相手方に対し、本契約の解除の協議を求めることができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除するときは、甲乙協議の上、解除の日を決定するものとする。この協議に当たっては、次条の規定により、乙が貸付物件を原状に復す等して甲に返還するために必要な期間を考慮するものとする。この場合において、本件建物全体を収去する必要があると甲が認めたときは、乙は、次条の規定に関わらず、乙の負担により、本件建物全体を収去するものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合は、甲及び乙は、互いに損害賠償の請求をしないものとする。

（原状回復義務）

第21条 乙は、本契約が終了する場合には、乙の負担により、本契約が終了するまでに、貸付物件に存する本件建物その他乙が貸付物件に設置した構造物及び基礎杭等を収去し、貸付物件を原状に復し更地として甲に返還しなければならない。ただし、貸付物件の明渡しに関し、甲乙間において別途書面により合意した場合は、乙は当該合意事項に従って貸付物件を甲に返還する。

- 2 乙は、前項の規定により甲に土地を返還するときは、原状に復した後、直ちに甲の検

査を受け、甲の承認を得なければならない。

- 3 乙は、貸付期間の満了により本契約が終了する場合には、貸付期間満了の1年前までに本件建物の取壊しに関する事項及び建物賃借人の退去その他貸付物件の返還に必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 乙は、第19条第3項若しくは同条第5項又は前条第1項により本契約を終了する場合においても、甲に対して遅滞なく、前項に規定する事項について書面により通知しなければならない。
- 5 乙が第1項の規定に違反し貸付物件の返還を遅延したとき（本件建物の賃借人の責めに帰すべき事由による場合も含む。）は、乙は甲に対し、本契約終了の日の翌日から第2項の検査の承認を受けた日まで、日数に応じて日割りで計算した貸付料の2倍に相当する損害金を支払う。
- 6 双方合意の上、貸付物件について売買契約を締結した場合は、前5項の各規定は適用しない。

（有益費等の負担）

第22条 貸付物件の維持保存のために要する費用その他の必要経費及び改良のために要する費用その他の有益費は、乙の負担とする。

（有益費などの請求権の放棄）

第23条 乙は、貸付期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときにおいて、その貸付期間に自ら投じた有益費及び必要費があっても、これらを一切甲に請求しないものとする。

（登記）

第24条 甲は、乙が希望する場合は、本契約に関する事業用定期借地権設定登記手続に協力するものとする。

- 2 乙は、貸付物件の道路境界での分筆登記手続をしなければならない。
- 3 乙は、本契約が終了した場合、自己の負担において速やかに本件建物に設定した担保権の抹消登記手続及び本件建物の滅失登記手続をしなければならない。ただし、第21条第6項の規定により、貸付物件について売買契約を締結した場合は、この限りでない。
- 4 第1項の登記を行った場合、甲及び乙は、本契約が終了したときは、速やかに事業用定期借地権設定登記の抹消登記手続をしなければならない。
- 5 乙は、第1項、第2項及び前項の登記手続に必要な登録免許税その他一切の費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第25条 乙が本契約の規定に違反したことにより甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

2 第19条第1項又は第2項の規定により、甲が本契約を解除した場合、乙は、甲に対して補償を請求することはできない。

(補償)

第26条 第19条第3項の規定により本契約が解除された場合において、乙に損失が生じたときは、乙は、地方自治法第238条の5第5項の規定により、甲に対し、その補償を請求することができる。

(苦情その他の紛争処理)

第27条 乙は、貸付物件及び本件建物の使用等に伴い、近隣住民等の第三者からの苦情その他の紛争が生じたときは、乙の責任と負担において処理し、解決しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の責任と負担により処理解決するものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第28条 乙は、貸付物件内の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならないものとする。

(違約金)

第29条 第19条第1項又は第2項の規定により、甲が本契約を解除した場合、乙は、甲に対し、第7条に規定する貸付料の12か月分に相当する額(金●●●●●●●●円)を、甲が本契約を解除した日から30日以内に違約金として支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害の額が本項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき甲が損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第30条 甲及び乙は、本事業又は本契約に関して知り得た全ての情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、本事業の目的以外に使用してはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報又は開示を受けた後被開示者の責めによらずに公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける前に既に被開示者が自ら保有していた情報

- (3) 開示者が本契約に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命じられた情報
- (6) 甲が法令又は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）等に基づき開示する情報

2 甲及び乙は、弁護士、公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、甲及び乙は、秘密情報の開示を受けた第三者に第1項と同等の守秘義務を負わせるとともに、当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

（公正証書作成費用の負担）

第31条 乙は、本件借地権設定の公正証書作成に必要な費用を負担する。

（管轄裁判所に関する合意）

第32条 本契約に基づく権利義務に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する名古屋地方裁判所を甲乙合意の裁判所とするものとする。

（疑義の決定）

第33条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（募集要項に係る特約）

第34条 尾張旭市内において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲は、乙の整備した店舗用駐車場を一時避難場所として使用するものとする。

2 甲は、乙と協議の上、甲の負担により、店舗用駐車場内に案内標識等を設置するものとする。

（事業用定期借地権設定契約の締結）

第35条 甲及び乙は、令和●年●月●日までに本覚書に定める内容に基づき、公正証書の作成により、事業用定期借地権設定契約を締結する。

2 乙は前項の公正証書において、第7条第3項、第9条及び第21条第5項に基づく金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨の陳述をする。

3 第1項に定める期日までに公正証書による事業用定期借地権設定契約が締結されない場合には、本覚書は普通借地権設定契約としての効力を有しない。

本覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1
尾張旭市
代表者 尾張旭市長 柴 田 浩

乙

(記名押印)

様式

- 様式 1 応募登録用紙
- 様式 2 応募者概要調書
- 様式 3 役員名簿
- 様式 4 愛知県税の納付義務がないこと
の申出書
- 様式 5 市税の納付状況等調査同意書
- 様式 6 委任状
- 様式 7 共同事業者構成員一覧表
- 様式 8 事業提案書
- 様式 9 価格提示書
- 様式 1 0 質疑書
- 様式 1 1 辞退届

応募登録用紙

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地 〒

名称
代表者氏名(担当者) 所属
氏名
電話番号
F A X
電子メール

「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」により応募登録用紙を提出します。

また、本募集要項に定める応募者の要件を満たしており、本応募登録用紙等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

応募者概要調書

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------|-----|
| 名 称 | |
| 代 表 者 職 氏 名 | |
| 所 在 地 | |
| 設 立 (開 業) 年 月 日 | |
| 資 本 金 ※法人の場合のみ | |
| 売 上 高 | |
| 従 業 員 数 | |
| 事 業 分 野 及 び 内 容 | |
| そ の 他 | |

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

役員名簿

| 名 称 | | | | |
|-------|---------------|--------------|----|-----|
| 所 在 地 | | | | |
| 役 職 名 | (フリガナ) 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |
| | () | M・T・S・H ・ | | |

※ 法人の役員について記載してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

愛知県税の納税義務がないことの申出書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

次の愛知県税について納税義務はありません。

<法人の場合>

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、自動車税種別割

<個人事業主の場合>

個人事業税、自動車税種別割

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

市税の納付状況等調査同意書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業の応募登録に伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

委任状

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(受任者)

所在地

名称

代表者氏名

印

私たちは、上記の者を代表事業者とし、「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業」に関する一切の権限を委任します。

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 構成員 | 所在地 名称 代表者氏名 | 印 |

- ※ 応募者が共同事業者の場合のみ提出してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

共同事業者構成員一覧表

令和 年 月 日

| | | | | | |
|-------|-------|------|--|-----|--|
| 代表事業者 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担当者 | 所属 | | 氏名 | |
| | | 電話番号 | | メール | |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構成員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担当者 | 所属 | | 氏名 | |
| | | 電話番号 | | メール | |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構成員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担当者 | 所属 | | 氏名 | |
| | | 電話番号 | | メール | |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構成員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担当者 | 所属 | | 氏名 | |
| | | 電話番号 | | メール | |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構成員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担当者 | 所属 | | 氏名 | |
| | | 電話番号 | | メール | |
| 法人の役割 | | | | | |

※欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。

事業提案書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」により、関係書類を下記のとおり提出し、事業提案します。

なお、本事業提案書等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

<添付書類>

- 1 財務諸表
- 2 商業施設運営管理実績を示す書類
- 3 価格提示書

1 希望借受期間

25年以上30年未満の範囲で、希望する期間を記入してください。

| |
|--|
| |
|--|

2 事業計画

募集趣旨に則った商業施設整備及び運営に関する事業者の考え方を説明してください。

| |
|--|
| |
|--|

3 施設計画

施設や駐車場の配置、平面計画など、施設整備を実施する際の計画や、防災機能、災害時に対する取組について具体的に提案してください。

| |
|--|
| |
|--|

4 周辺地域への配慮

景観や、施設の立地に伴う影響（日陰、騒音、振動、臭気等）への対応、維持管理や災害時の対応など、周辺地域への配慮の考え方や取組について具体的に提案してください。

| |
|--|
| |
|--|

※ 記入に当たり提案内容等の欄が不足する場合は、適宜枠を調整してください。

価格提示書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

印

尾張旭市が実施する「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」の内容を承知の上、下記の価格を提示します。

記

| 提示価格 (月額) | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 | |
|--------------|----|----|----|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | | |

- 注1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入してください。
 2 金額の訂正はできません。
 3 記載する価格は、月額を記入してください。

質疑書

提出日：令和 年 月 日

| | |
|-------------|--|
| 法人名又は個人事業主名 | |
| 担当者名 | |

| 番号 | 募集要項 の頁数 | 項 目 | 質 疑 内 容 |
|----|-------------|-----|---------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |

※ 質疑が多い場合には適宜行を挿入してください。

送信電子メールアドレス：zaisei@city.owariasahi.lg.jp

提出期間は、令和7年12月5日（金）から令和7年12月11日（木）午後5時の受信まで

辞退届

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

(担当者) 所属
氏名
電話番号
F A X
電子メール

霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業への応募を下記の理由により辞退します。
なお、本件に係る情報は厳正に取り扱い、秘密を保持します。また、貴市に対して御迷惑をおかけしません。

辞退理由

応募登録用紙

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

| | |
|-------|---------------|
| 所在地 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇 |
| | 〇〇市△△町□丁目××番地 |
| 名 称 | 〇〇〇株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 旭 太 郎 |

| | | |
|-------|-----------|----------------|
| (担当者) | 所 属 | 〇〇部〇〇課 |
| | 氏 名 | 旭 花子 |
| | 電 話 番 号 | (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| | F A X | (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| | 電 子 メ ー ル | 〇〇〇〇@〇〇〇〇 |

「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」により応募登録用紙を提出します。

また、本募集要項に定める応募者の要件を満たしており、本応募登録用紙等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

応募者概要調書

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------|-------------------|
| 名 称 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 代 表 者 職 氏 名 | 代表取締役 旭 太郎 |
| 所 在 地 | 〇〇市△△町□丁目××番地 |
| 設 立 (開 業) 年 月 日 | 昭和〇〇年〇月〇日 |
| 資 本 金 ※法人の場合のみ | 〇, 〇〇〇千円 |
| 売 上 高 | 〇〇, 〇〇〇千円 (令和6年度) |
| 従 業 員 数 | 〇〇〇人 (令和〇年〇月時点) |
| 事 業 分 野 及 び 内 容 | 〇〇〇〇〇 |
| そ の 他 | 〇〇〇〇〇 |

※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

役員名簿

| | | | | |
|-------|--------------------|------------------------------|----|---------------------------|
| 名 称 | 〇〇〇〇株式会社 | | | |
| 所 在 地 | 〇〇市△△町□丁目××番地 | | | |
| 役 職 名 | (フリガナ) 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 住 所 |
| 代表取締役 | (アサヒ タロウ) 旭 太郎 | M・T・ <u>S</u> ・H 〇〇・〇〇・〇〇 | 男 | 〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇 |
| 取締役 | (〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇 | M・T・ <u>S</u> ・H 〇〇・〇〇・〇〇 | 女 | 〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇 |
| 取締役 | (〇〇〇 〇〇〇) 〇〇 〇〇 | M・T・ <u>S</u> ・H 〇〇・〇〇・〇〇 | 男 | 〒△△△-□□□□ △△△市□□町×丁目〇〇 |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |
| | () | M・T・S・H . . | | |

法人登記簿に記載のある役員全員について記入してください。

法人の所在ではなく、自宅の住所を記入してください。

- ※ 法人の役員について記載してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。
- ※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに作成してください。

愛知県税の納税義務がないことの申出書

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

所在地 〇〇市△△町□丁目××番地
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 旭 太 郎

次の愛知県税について納税義務はありません。

<法人の場合>

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、自動車税種別割

<個人事業主の場合>

個人事業税、自動車税種別割

市税の納付状況等調査同意書

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

所在地 〇〇市△△町□丁目××番地
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 旭 太 郎

霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業の応募登録に伴い、市税の納付状況について尾張旭市が調査することに同意します。

委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

(受任者)

所在地 **〇〇市△△町□丁目××番地**

名称 **〇〇〇〇株式会社**

代表者氏名 **代表取締役 旭 太郎** 実印

私たちは、上記の者を代表事業者とし、「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業」に関する一切の権限を委任します。

| | |
|-----|---|
| 構成員 | 所在地 〇〇市△△町×丁目□□番地 名称 株式会社〇〇〇〇 代表者氏名 代表取締役 尾 張 一 郎 実印 |
| 構成員 | 所在地 〇〇市××町△丁目××番地 名称 △△△株式会社 代表者氏名 代表取締役 愛 知 健 太 実印 |
| 構成員 | 所在地 名称 代表者氏名 |
| 構成員 | 所在地 名称 代表者氏名 |

- ※ 応募者が共同事業者の場合のみ提出してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

共同事業者構成員一覧表

令和〇〇年〇〇月〇〇日

| | | | | | |
|---------------|-------|---------------|----------------|-------|-----------|
| 代表 事業 者 | 所在地 | 〇〇市△△町□丁目××番地 | | | |
| | 名称 | 〇〇〇〇株式会社 | | | |
| | 代表者氏名 | 代表取締役 旭 太 郎 | | | |
| | 担 当 者 | 所 属 | 〇〇部〇〇課 | 氏 名 | 旭 花子 |
| | | 電話番号 | (000) 000-0000 | メ ー ル | 〇〇〇〇@〇〇〇〇 |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構 成 員 | 所在地 | 〇〇市△△町×丁目□□番地 | | | |
| | 名称 | 株式会社〇〇〇〇 | | | |
| | 代表者氏名 | 代表取締役 尾 張 一 郎 | | | |
| | 担 当 者 | 所 属 | 〇〇部〇〇課 | 氏 名 | 尾張 次郎 |
| | | 電話番号 | (000) 000-0000 | メ ー ル | 〇〇〇〇@〇〇〇〇 |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構 成 員 | 所在地 | 〇〇市××町△丁目××番地 | | | |
| | 名称 | △△△株式会社 | | | |
| | 代表者氏名 | 代表取締役 愛 知 健 太 | | | |
| | 担 当 者 | 所 属 | 〇〇部〇〇課 | 氏 名 | 愛知 桃子 |
| | | 電話番号 | (000) 000-0000 | メ ー ル | 〇〇〇〇@〇〇〇〇 |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構 成 員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担 当 者 | 所 属 | | 氏 名 | |
| | | 電話番号 | | メ ー ル | |
| 法人の役割 | | | | | |
| 構 成 員 | 所在地 | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 代表者氏名 | | | | |
| | 担 当 者 | 所 属 | | 氏 名 | |
| | | 電話番号 | | メ ー ル | |
| 法人の役割 | | | | | |

※欄が不足する場合は、適宜欄を追加してください。

事業提案書

令和○年○月○日

尾張旭市長 殿

所在地 ○○市△△町□丁目××番地
名称 ○○○○株式会社
代表者氏名 代表取締役 旭 太 郎

「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」により、関係書類を下記のとおり提出し、事業提案します。

なお、本事業提案書等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

<添付書類>

- 1 財務諸表
- 2 商業施設運営管理実績を示す書類
- 3 価格提示書

1 希望借受期間

25年以上30年未満の範囲で、希望する期間を記入してください。

〇〇年〇〇か月

2 事業計画

募集趣旨に則った商業施設整備及び運営に関する事業者の考え方を説明してください。

自由に記載してください。

3 施設計画

施設や駐車場の配置、平面計画など、施設整備を実施する際の計画や、防災機能、災害時に対する取組について具体的に提案してください。

自由に記載してください。

平面計画等の図面は別で添付してください。

4 周辺地域への配慮

景観や、施設の立地に伴う影響（日陰、騒音、振動、臭気等）への対応、維持管理や災害時の対応など、周辺地域への配慮の考え方や取組について具体的に提案してください。

自由に記載してください。

※ 記入に当たり提案内容等の欄が不足する場合は、適宜枠を調整してください。

価格提示書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

所在地 〇〇市△△町□丁目××番地

名称 〇〇〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役 旭 太 郎 実印

尾張旭市が実施する「霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集要項」の内容を承知の上、下記の価格を提示します。

記

| | | | | | | | | | |
|--------------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 提示価格 (月額) | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壺 | |
| | ¥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 |

- 注1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入してください。
- 2 金額の訂正はできません。
- 3 記載する価格は、月額を記入してください。

質疑書

提出日：令和〇年〇月〇日

| | |
|-------------|----------|
| 法人名又は個人事業主名 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 担当者名 | 尾張 花子 |

| 番号 | 募集要項 の頁数 | 項 目 | 質 疑 内 容 |
|----|-------------|---------|----------------|
| 1 | 12 | 6 応募条件等 | 〇〇〇〇 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |

※ 質疑が多い場合には適宜行を挿入してください。

送信電子メールアドレス：zaisei@city.owariasahi.lg.jp

提出期間は、令和7年12月5日（金）から令和7年12月11日（木）午後5時の受信まで

辞退届

令和〇年〇月〇日

尾張旭市長 殿

所在地 〇〇市△△町□丁目××番地
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役 旭 太 郎

(担当者) 所 属 〇〇部〇〇課
氏 名 旭 花子
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
F A X (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
電子メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇

霞ヶ丘町中地内市有地利活用事業者募集事業への応募を下記の理由により辞退します。
なお、本件に係る情報は厳正に取り扱い、秘密を保持します。また、貴市に対して御迷惑をおかけしません。

辞退理由

〇〇〇〇〇

尾張旭市役所案内図



- ◆ 公共交通機関を御利用の場合
名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 徒歩 約1分

お問合せは

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

尾張旭市役所 総務部 財政課 管財係 (北庁舎2階)

電子メールアドレス zaisei@city.owariasahi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>

電話 0561-76-8114 (直通)

